

記入例①

【事例1】クリニック 対象職員：看護職員等（看護師） 3名
事務職員（非常勤） 2名（常勤換算※ 1名）

例）支援金を活用して

- ・3月中に一時金（特別手当）として、常勤換算1名あたり、看護職員28,000円（7千円×4月）、事務職員20,000（5千円×4月）を支給
- ・4・5月は基本給を常勤換算1名あたり看護職員7,000円、事務職員5,000円ベースアップして支給

※ 常勤でない職員の常勤換算数は

「当該常勤でない職員の所定労働時間」÷「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）。

（例 非常勤常勤換算数＝ 非常勤週20時間／常勤週40時間＝0.5

提出日を記載

令和 8 年 7 月 31 日

【様式2（施設単位）】実績報告様式

神奈川県知事 殿

医療機関コードは10桁、整理番号は12桁です。誤りが無いよう確認してください

医療機関コード	1412345678
整理番号(交付決定通知に記載の整理番号(12桁))	123456789012

氏名 (法人の場合は法人名・代表者の役職氏名)	医療法人 ◆◆■ 理事長 神奈川太郎
担当者氏名	〇〇〇
連絡先電話	XXX-XXXX-XXXX
メールアドレス	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書（賃金改善報告書）

R7.12～R8.5のベースアップの総額（次ページの「賃金改善の総額」）を記載

（実績報告概要）

施設名称	XXXXXXクリニック		①:賃金改善に係る総事業費 ※(賃金改善に係る総事業費内訳)の合計	156,000円
施設区分	(該当する番号を記載)	3 1 有床診療所(医科・歯科)3床以上 2 有床診療所(医科・歯科)2床以下 3 無床診療所(医科・歯科) 4 訪問看護ステーション 5 保険薬局(1店舗以上5店舗以下) 6 保険薬局(6店舗以上19店舗以下) 7 保険薬局(20店舗以上)	②:その他の収入 (賃金改善に当該支援金以外の補助金等を重複して充てた場合)	0 円
			③:補助対象経費(①－②) ※千円未満切捨て	156,000円
			④:交付決定額 ※交付決定通知に記載の金額	150,000円
			⑤:補助確定額 ※③と④の低廉な方 千円未満切捨て	150,000円
令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料届出の有無 (該当に○)	有・無		⑥:返還額 ※④－⑤	0 円
補助金返還の有無(該当に○)	有・無			

(賃金改善に係る総事業費の内訳)		常勤は実人数、常勤以外は常勤換算して合計する		ペア額が一律の額でない場合は、ペア総額を延べ人数で割り返して記載		※必ず記載してください。 この欄が0円または空欄の場合、6月1日以降賃金改善を継続していないと評価され、全額返還になる可能性があります。 賃金改善の総額	
令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善		記入欄（職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして記入してください）					
施設単位の賃金改善(合計)の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)		
基本給の引き上げ	4.0人	6,500円	2ヶ月	6,500円	ア×イ×ウ＝		52,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝		
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝		
一時金または特別手当	4.0人	6,500円	4ヶ月	←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4ヶ月	ア×イ×ウ＝		104,000円
■アは、「月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「ウ月数」 例：(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名)÷2ヶ月 ■イは、ウの期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能 例：2,000,000円÷(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名) ■常勤換算を行った場合に、小数点以下が生じた場合であっても四捨五入や切り捨て・切り上げ等は不要です。(ベースアップ評価料における取扱いと同様)					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙の様式3にて算定した金額を右の欄に記載してください		

ここからは、支援金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
 国の政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と「賃金改善に係る総事業費の内訳」の総額が一致しなくても差し支えありません。賃金改善を行った職種のみご回答ください(該当がない職種は空欄で可)。

施設区分ごとの報告対象職種		医科・歯科診療所	訪問ST	薬局	
職種ごとに可能な限り報告してください。職種ごとの報告が困難な場合は、(12) その他の対象職種にまとめて記載可		(1) 看護職員等（保助看＋準看） （歯科除く） (2) 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師 (3) 事務職員 (4) 看護補助者（歯科除く） (5) 薬剤師（歯科除く） (7) 歯科衛生士（歯科のみ） (12) その他の対象職種（リハビリ職等）	(1) 看護職員等 （保助看＋準看） (8) リハビリ職（※1） （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） (9) 理学療法士（※2） (10) 作業療法士（※2） (11) 言語聴覚士（※2） (3) 事務職員 (4) 看護補助者 (12) その他の対象職種	(6) 40歳未満の勤務薬剤師 (3) 事務職員	
					(※1) リハビリ職について常勤（換算しない）10人以上を雇用している場合は必ず記載 (※2) それぞれの職種について単独の賃金表がある場合は必ず記載。

(個別職種ごとの賃金改善の内容)

✓ 該当する職種を確認して記載してください

(1)看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降 の賃金改善水準(比較 対象は給付金による賃 金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給 の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	3.0人	7,000円	2ヶ月	7,000円	ア×イ×ウ＝	42,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引 き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金 額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	
一時金または特別手当	3.0人	7,000円	4ヶ月	←「一時金または特別 手当」のみ、令和7年 12月分から令和8年3 月までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	84,000円

(3)事務員 [医科・歯科診療所、訪看ST、薬局]

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降 の賃金改善水準(比較 対象は給付金による賃 金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給 の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	1.0人	5,000円	2ヶ月	5,000円	ア×イ×ウ＝	10,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引 き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金 額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	
一時金または特別手当	1.0人	5,000円	4ヶ月	←「一時金または特別 手当」のみ、令和7年 12月分から令和8年3 月までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	20,000円

記入例②

【事例2】クリニック 対象職員：看護職員等（看護師） 3名
事務職員（非常勤） 2名（常勤換算※ 1名）
支援金を活用して常勤換算1名あたり看護職員7,000円、事務職員常勤換算1名あたり5,000円のベースアップを実施（遡及して支給）
令和7年12月から令和8年5月の6か月分を支給した

※ 常勤でない職員の常勤換算数は
「当該常勤でない職員の所定労働時間」÷「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）。
（例 非常勤常勤換算数＝ 非常勤週20時間／常勤週40時間＝0.5

提出日を記載

令和 8 年 7 月 31 日

【様式2（施設単位）】実績報告様式

神奈川県知事 殿

医療機関コードは10桁、整理番号は12桁です。誤りが無いよう確認してください

医療機関コード	1412345678
整理番号(交付決定通知に記載の整理番号(12桁))	123456789012

住 所	神奈川県横浜市〇〇区XXXXXXXX
氏名 (法人の場合は法人名・代表者の役職氏名)	医療法人 ◆◆■ 理事長 神奈川太郎
担当者氏名	〇〇〇
連絡先電話	XXX-XXXX-XXXX
メールアドレス	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書（賃金改善報告書）

R7.12～R8.5のベースアップの総額
(次ページの「賃金改善の総額」)を記載

(実績報告概要)

施設名称	XXXXXXクリニック		①:賃金改善に係る総事業費 ※(賃金改善に係る総事業費内訳)の合計	156,000円
施設区分	3	(該当する番号を記載) 1 有床診療所(医科・歯科)3床以上 2 有床診療所(医科・歯科)2床以下 3 無床診療所(医科・歯科) 4 訪問看護ステーション 5 保険薬局(1店舗以上5店舗以下) 6 保険薬局(6店舗以上19店舗以下) 7 保険薬局(20店舗以上)	②:その他の収入 (賃金改善に当該支援金以外の補助金等を重複して充てた場合)	0 円
			③:補助対象経費(①－②) ※千円未満切捨て	156,000円
			④:交付決定額 ※交付決定通知に記載の金額	150,000円
			⑤:補助確定額 ※③と④の低廉な方 千円未満切捨て	150,000円
令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料届出の有無 (該当に○)	有・無		⑥:返還額 ※④－⑤	0 円
補助金返還の有無(該当に○)	有・無			

(賃金改善に係る総事業費の内訳)		常勤は実人数、常勤以外は常勤換算して合計する		ペア額が一律の額でない場合は、ペア総額を延べ人数で割り返して記載		※必ず記載してください。 この欄が0円または空欄の場合、6月1日以降賃金改善を継続していないと評価され、全額返還になる可能性があります。	
令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善		記入欄（職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして記入してください）				賃金改善の総額	
施設単位の賃金改善(合計)の内容		ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ		4.0人	6,500円	6ヶ月	6,500円	ア×イ×ウ＝	156,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						ア×イ×ウ＝	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						ア×イ×ウ＝	
一時金または特別手当					←「一時金または特別手当」のみ、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4ヶ月	ア×イ×ウ＝	
■アは、「月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「ウ月数」 例：(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名)÷2ヶ月 ■イは、ウの期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能 例：2,000,000円÷(4月の対象職員100名＋5月の対象職員100名) ■常勤換算を行った場合に、小数点以下が生じた場合であっても四捨五入や切り捨て・切り上げ等は不要です。(ベースアップ評価料における取扱いと同様)						令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙の様式3にて算定した金額を右の欄に記載してください	

ここからは、支援金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
 国の政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と「賃金改善に係る総事業費の内訳」の総額が一致しなくても差し支えありません。賃金改善を行った職種のみご回答ください(該当がない職種は空欄で可)。

【施設区分ごとの報告対象職種】		医科・歯科診療所	訪問ST	薬局	
職種ごとに可能な限り報告してください。職種ごとの報告が困難な場合は、(12) その他の対象職種にまとめて記載も可		(1) 看護職員等（保助看＋準看） （歯科除く）	(1) 看護職員等 （保助看＋準看）	(6) 40歳未満の勤務薬剤師	
		(2) 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師	(8) リハビリ職（※1） （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	(3) 事務職員	
		(3) 事務職員	(9) 理学療法士（※2）		
		(4) 看護補助者（歯科除く）	(10) 作業療法士（※2）		
		(5) 薬剤師（歯科除く）	(11) 言語聴覚士（※2）		
		(7) 歯科衛生士（歯科のみ）	(3) 事務職員		
		(12) その他の対象職種（リハビリ職等）	(4) 看護補助者		
			(12) その他の対象職種		

（※1）リハビリ職について常勤（換算しない）10人以上を雇用している場合は必ず記載
 （※2）それぞれの職種について単独の賃金表がある場合は必ず記載。

(個別職種ごとの賃金改善の内容)

✓ 該当する職種を確認して記載してください

(1)看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降 の賃金改善水準(比較 対象は給付金による賃 金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給 の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	3.0人	7,000円	6ヶ月	7,000円	ア×イ×ウ＝	126,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引 き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金 額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	
一時金または特別手当				←「一時金または特別 手当」のみ、令和7年 12月分から令和8年3 月までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	

(3)事務員〔医科・歯科診療所、訪看ST、薬局〕

上記職種単位の賃金改善の内容	ア 対象人数 (常勤換算数)	イ 月額または 月額換算額	ウ 月数 最大6月	令和8年6月1日以降 の賃金改善水準(比較 対象は給付金による賃 金改善前の水準)	賃金改善の額 (給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給 の引き上げによる賃金改善を行った額)	
基本給の引き上げ	1.0人	5,000円	6ヶ月	5,000円	ア×イ×ウ＝	30,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					ア×イ×ウ＝	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引 き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金 額(算出が難しいは上記に含めてください。)					ア×イ×ウ＝	
一時金または特別手当				←「一時金または特別 手当」のみ、令和7年 12月分から令和8年3 月までの最大4か月	ア×イ×ウ＝	